

建保発第176号
平成28年12月1日

任意継続被保険者 様
被扶養者 様

兵庫県建築健康保険組合
理事長 森 長 義

被保険者等の個人番号（マイナンバー）の把握等について

師走の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当健康保険組合の事業運営について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」といいます。）については、平成27年10月から、国民一人ひとりに12桁の番号（「個人番号（マイナンバー）」といい、以下、単に「マイナンバー」といいます。）が付番され、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策の各分野で導入されているところです。

健康保険組合は、平成29年1月からマイナンバーを利用して事務を実施する予定であり、マイナンバーの把握が義務づけられています。

つきましては、マイナンバーの把握及び利用について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

I マイナンバー制度の概要について

1 目的

国民一人ひとりに12桁のマイナンバーが付番され、社会保障・税・災害対策の分野で分野横断的なマイナンバーを導入することにより、国の行政機関や地方公共団体などを跨いだ情報のやり取りで、同じ人の個人情報の特特定・確認が確実かつ迅速にできるようになり、①国民の利便性の向上、②行政機関等での事務の効率化、③社会保障や税の負担の公平化等を図ることを目的としています。

○ 健康保険組合の利用目的

健康保険組合におけるマイナンバーの利用目的は、「健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務等」（番号利用法別表第1の2の項）のために使用することになります。

2 制度導入スケジュール

平成27年10月～

- ・ 国民一人ひとりに住民登録している市区町村から、「通知カード」が郵送され、マイナンバー（12桁の番号）が通知されます。

平成28年1月～

- ・ 社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が開始されます。
- ・ 本人が住民登録している市区町村に申請を行うことで、「個人番号カード」が交付されます。

平成28年12月12日（予定）

- ・ 任意継続被保険者及びその被扶養者のマイナンバーについて、社会保険診療報酬支払基金を経由して、住基ネットを運営する地方公共団体情報システム機構に照会します。

平成29年1月～

- ・ 健康保険組合は、マイナンバーを利用して事務を実施します。
- ・ 国の行政機関間で情報連携が開始されます。

平成29年7月～

- ・ 地方公共団体、医療保険者（健康保険組合等）との情報連携が開始されます。

Ⅱ マイナンバーの把握について

1 マイナンバーを把握する対象者

マイナンバーを把握する対象者は、平成29年1月1日時点で当健康保険組合に加入している任意継続被保険者及びその被扶養者です。

2 マイナンバーの把握の方法

本来ならば、任意継続被保険者から健康保険組合に、被扶養者分のマイナンバーを含めてご提出していただくところですが、任意継続被保険者の事務手続きの軽減を図るため、健康保険組合から社会保険診療報酬支払基金を経由して、住基ネットを運営する地方公共団体情報システム機構に照会し、回答をいただくことにより、任意継続被保険者及びその被扶養者のマイナンバーを把握させていただきますので、ご了承ください。

なお、地方公共団体情報システム機構に照会した結果、マイナンバーを把握できなかった場合は、当該任意継続被保険者にマイナンバーを照会させていただきますので、ご提出について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

参 考

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号。「番号利用法」といいます。）第14条第1項及び健康保険法第197条の規定に基づき、被保険者及び被扶養者のマイナンバーを提出していただくことになっています。

マイナンバーを提出していただく法的根拠

1 番号利用法第14条第1項（個人番号提供の要求）

個人番号利用事務実施者（健康保険組合）又は個人番号関係事務実施者（事業主）は、個人番号利用事務（健康保険組合事務）又は個人番号関係事務（社会保障や税の手続）を処理するために必要があるときは、本人（従業員等）又は他の個人番号利用事務実施者（健康保険組合）若しくは個人番号関係事務実施者（従業員、事業主）に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 健康保険法第197条（報告等）

- ① 保険者（健康保険組合）は、被保険者を使用する事業主に、第48条に規定する事項（資格の取得・喪失、報酬月額・賞与額）以外の事項に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。
- ② 保険者（健康保険組合）は、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、保険者（健康保険組合）又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。